

経営事項審査受付日程表(平成29年9月分)

対象業者

平成29年8月に申請の予約をした方

受付時間:9時30分～11時30分・13時～15時30分

受付地域等	受付日	曜日	会場	所在地	電話番号
名古屋市内に主たる営業所のある 知事許可業者	H29.9.11	月	愛知県庁自治センター 6階 603会議室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503
	H29.9.12	火			
※上記の受付日に会場に来庁し 書類の不備等があった場合の再来日	H29.9.13	水	愛知県庁自治センター 2階 建設業不動産業課分室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503
尾張建設事務所管内の知事許可業者	H29.9.6	水	愛知県 三の丸庁舎	名古屋市中区三の丸 2-6-1	(052) 961-4409
	H29.9.7	木	愛知県 三の丸庁舎	名古屋市中区三の丸 2-6-1	(052) 961-4409
	H29.9.11	月	愛知県庁自治センター 6階 603会議室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503
一宮建設事務所管内の知事許可業者	H29.9.6	水	愛知県 一宮建設事務所	一宮市今伊勢町 本神戸字立切1-4	(0586) 72-1465
	H29.9.7	木	愛知県 一宮建設事務所	一宮市今伊勢町 本神戸字立切1-4	(0586) 72-1465
	H29.9.11	月	愛知県庁自治センター 6階 603会議室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503
海部建設事務所管内の知事許可業者	H29.9.6	水	愛知県 海部総合庁舎	津島市西柳原町 1-14	(0567) 24-2141
	H29.9.7	木	愛知県 海部総合庁舎	津島市西柳原町 1-14	(0567) 24-2141
	H29.9.11	月	愛知県庁自治センター 6階 603会議室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503
知多建設事務所管内の知事許可業者	H29.9.5	火	愛知県 知多建設事務所	半田市瑞穂町 2-2-1	(0569) 21-3231
	H29.9.6	火	愛知県 知多建設事務所	半田市瑞穂町 2-2-1	(0569) 21-3231
	H29.9.11	月	愛知県庁自治センター 6階 603会議室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503
西三河建設事務所管内の知事許可業者	H29.9.7	木	愛知県 西三河総合庁舎	岡崎市明大寺本町 1-4	(0564) 23-1211
	H29.9.8	金	愛知県 西三河総合庁舎	岡崎市明大寺本町 1-4	(0564) 23-1211
	H29.9.12	火	愛知県庁自治センター 6階 603会議室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503
知立建設事務所管内の知事許可業者	H29.9.7	木	愛知県 知立建設事務所	知立市上重原町 蔵福寺124	(0566) 82-3114
	H29.9.8	金	愛知県 知立建設事務所	知立市上重原町 蔵福寺124	(0566) 82-3114
	H29.9.12	火	愛知県庁自治センター 6階 603会議室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503
豊田加茂建設事務所管内の知事許可業者	H29.9.7	木	愛知県 豊田加茂建設事務所	豊田市常盤町 3-28	(0565) 35-9312
	H29.9.8	金	愛知県 豊田加茂建設事務所	豊田市常盤町 3-28	(0565) 35-9312
	H29.9.12	火	愛知県庁自治センター 6階 603会議室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503
新城設楽建設事務所管内の知事許可業者	H29.9.5	火	愛知県 新城設楽建設事務所	新城市片山字西野畑 532-1	(0536) 23-5111
	H29.9.6	火	愛知県 新城設楽建設事務所	新城市片山字西野畑 532-1	(0536) 23-5111
	H29.9.11	月	愛知県庁自治センター 6階 603会議室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503
東三河建設事務所管内の知事許可業者	H29.9.5	火	愛知県 東三河建設事務所	豊橋市今橋町6	(0532) 52-1312
	H29.9.6	火	愛知県 東三河建設事務所	豊橋市今橋町6	(0532) 52-1312
	H29.9.11	月	愛知県庁自治センター 6階 603会議室	名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6503

(注意) 経営事項審査を希望される方は事前に予約が必要です。

ただし ※上記の受付日に会場に来庁し
書類の不備等があった場合の再来日 の日程は、通常の受付日に来庁した際、補正を行った上で再度来庁するよう
指示を受けた方のみが対象です。事前に予約することはできません。

この日程表の内容は、会場等のやむをえない事情により変更される場合があります。